

資料1-1

8 消 安 第 2 8 1 3 号
令和 8 年 8 月 1 9 日

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

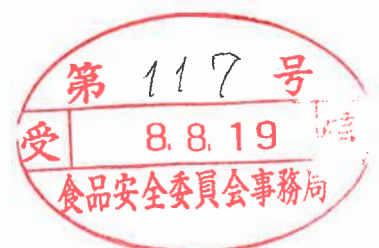
食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の製造販売の承認をすること。

メロキシカムを有効成分とする豚の注射剤(豚用メタカム2%注射液)

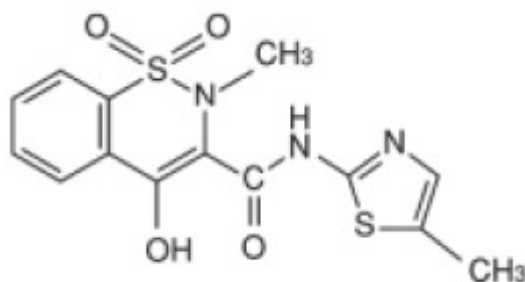


承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

1 メロキシカムを有効成分とする豚の注射剤（豚用メタカム 2%注射液）

（1）主剤

メロキシカム



メロキシカムの構造式

（2）対象動物

豚

（3）効能・効果

豚：産後泌乳障害症候群の母豚の臨床症状の軽減、及びオキシトシン製剤併用時のその産子における増体量の改善

（4）用法・用量

体重 1 kg 当たりメロキシカムとして 0.4 mg を筋肉内に投与する。必要に応じて、初回投与から 24 時間後に同量を筋肉内に追加投与する。

2 評価要請根拠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 14 条第 1 項の規定による上記動物用医薬品の製造販売承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号）